

令和6年度 第1回厳美小・中合同学校運営支援協議会 次第

令和6年6月6日(木)

14:35～15:25

司会 (厳美中 副校長)

- 1 開会の言葉 (厳美小学校 副校長)
- 2 自己紹介
- 3 説明Ⅰ (学校経営について)
 - (1) 学校の様子・学校運営基本方針、まなびフェストについて(小)
 - (2) 学校の様子・学校運営基本方針、まなびフェストについて(中)
- 4 熟議Ⅰ (質疑・応答)
- 5 説明Ⅱ (学校運営支援協議会: コミュニティスクールについて)
 - ・概要について (厳美小学校 校長)
- 6 熟議Ⅱ (質疑・応答)
 - (1) 概要について
 - (2) 会長 (1名)・副会長 (2名) の選任
- 7 その他
 - (1) 委嘱状交付 (厳美中 校長)
 - (2) スケジュール説明 (厳美中 校長)
- 8 閉会の言葉 (厳美小学校 副校長)



令和6年度 一関市立巖美小学校 学校経営グランドデザイン

学校教育目標

知性を磨き、情操を豊かにし、健康でたくましく生きる子どもの育成

教育目標	知性を磨く子ども	情操を豊かにする子ども	健康でたくましい子ども
	進んで勉強する子ども(知)	生き生きとして 思いやりのある子ども(徳)	丈夫でたくましい子ども(体)
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ○主体的に粘り強く課題解決に取り組む子ども ○伝え合い深め合い、学びを調整する子ども ○家庭学習や読書に進んで取り組む子ども 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよく助け合って生活できる子ども ○進んでかかわろうとする子ども ○元気にあいさつする子ども 	<ul style="list-style-type: none"> ○めあてをもって心と体をきたえる子ども ○基本的な生活習慣ときまりが身に付いている子ども ○自他の命や体を大切にすることも
重点	考えを伝え合い、学びを深め、 わかる授業づくり	よさを認め、協力し合える 集団づくり	目標をもち、努力を続ける 体力づくり
改善の手立て	<ul style="list-style-type: none"> ①考えを広げ深め、わかる授業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・付きたい力を明確にした授業づくり ・対話的活動を重視した授業実践 ・振り返りによる自己評価と改善 ②学習内容の定着を図る取組 <ul style="list-style-type: none"> ・諸調査結果の積極的活用 ・家庭学習の内容の充実と習慣化 ③読書指導の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ①お互いを認め、協力し合える学級づくり <ul style="list-style-type: none"> ・個々のよさや違いを認め合う活動 ・ふわふわ言葉や感謝の言葉の奨励 ②自主的な児童会活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーの育成と児童会活動の工夫 ・ふれあいを大切にした縦割り班活動 ③心が通い合うあいさつの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ①年間を通した体力づくり <ul style="list-style-type: none"> ・目標をもたせたレク運動の充実 ・60運動の推進 ②体育の授業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・体力テスト結果の活用 ・実態に合わせた継続的な取組の工夫 ③安全指導の充実と感染症予防 <ul style="list-style-type: none"> ・きまりを守る態度の育成
まなびフェスト・しつけフェスト			
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学習がわかる子どもをめざします。(低学年 90%以上 高学年 80%以上) ・タブレットによる復習や授業と結びつけた家庭学習に取り組ませます。 ・年間3回、「学力向上月間」を設け、学習内容の定着・強化を図ります。 ・年間読書目標冊数の全員達成をめざします。(低学年100冊 中学年70冊 高学年45冊) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふわふわ言葉を奨励し、相手の気持ちを考えた言動に心がけさせます。 ・協力や思いやりの心を育てます。 ・係活動等に責任をもって取り組ませます。 ・気持ちのよいあいさつや返事ができるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レク運動(マラソン・なわとび)・外遊び・徒歩通学を奨励し、体力づくりを図ります。 ・60 プラスプロジェクトを推進し、運動・生活・食習慣の改善を目指します。 ・体育の授業を通し、体力向上を図ります。 ・「巖美っ子の一日」をもとにきまりを守り、安全に生活する大切さを理解させます。 ・感染症予防対策を徹底します。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・学習するための習慣形成(家庭学習・学習準備)に努めます。 ※家庭学習時間のめやす 低学年30分 中学年40分 高学年50分 ・テレビを消して家庭学習に取り組ませます。(ノーマediaタイムの取組) ・読書習慣の形成に努めます。(週末読書) 	<ul style="list-style-type: none"> ・がんばったことを認め、優しく励まします。 ・毎日、仕事(お手伝い)に取り組ませます。 ・進んで気持ちのよいあいさつや返事ができるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・めあてに向かって体力づくりを継続できるように、励まします。 ・健康に暮らすための習慣形成に努めます。(早寝・早起き・朝ごはん・歯みがき) ・社会生活のきまりについて教えます。 ・健康観察など子どもの健康状態を把握します。

教育活動の充実と改善に努める
学校経営

◎巖美小の伝統
「あいさつ・歌声・読書」

児童理解をもとにした
学級経営

巖美小学校

学校

地域

家庭

たんぽぽ ひまわり

6年

5年

4年

3年

2年

1年

令和6年度スローガン

みんなで高める POWER ～学力・協力・体力～

経営の重点

①家庭・地域との連携・協働	②学力向上の推進	③復興教育の推進	④心の教育の充実	⑤特別支援教育の充実	⑥健康・安全教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・地域とともにある学校づくり(学校運営支援協議会を生かした学校評価と改善) ・挨拶運動 ・「まなび・しつけフェスト」の活用 ・幼小中連携の推進 ・積極的な情報発信 ・「巖美スタディ」を通じた郷土理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善と指導力の向上 ・校内研究の充実 「主体的に学習に取り組む児童の育成」 ・各種調査結果の分析と活用 ・学力向上月間の取組の充実 ・家庭学習の充実 ・読書活動の推進 ・一人一台端末の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育や震災の教訓を伝える活動の充実 震災学習(5・6年) 「震災を考える集会」(全校) ・副読本の活用 ・ねらいを明確にした避難訓練の実施 ・学年の系統性を持たせた指導計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業を要とした道徳教育の充実 ・いじめ防止対策基本方針に基づいた指導体制の充実 ・人とかかわる力や自己有用感を高めるための活動の充実 ・ふわふわ言葉の取組 ・情報モラル教育の推進 ・ボランティア教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の教育課程の充実 ・多様なニーズに対応した指導及び支援体制の充実 ・保護者や関係機関と連携した支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎体力の増進 60運動の推進 ・「巖美っ子の一日」の徹底 ・基本的な生活習慣や衛生習慣の形成 ・命の授業 ・交通安全に対する実践力の育成

令和6年度 厳美中学校まなびフェスト

1. 生活規律の確立を図ります

- ・ 生徒会によるあいさつ運動
- ・ 生徒、職員、家庭によるきまり（服装・身だしなみ、自転車通学、ズックの履き方等）の確認と、しっかり守れる集団づくり
- ・ 時間（登校時間・チャイム席・下校時間）を守る集団づくり
- ・ **情報モラル教育の推進**
- ・ 心を磨く清掃指導

家庭では、

- ・ 「早寝、早起き、**朝ごはん**」を生活リズムに
- ・ 身だしなみを確かめて「行ってらっしゃい！」
- ・ 「あいさつ」運動は地域でも家庭でも！
- ・ ゲームやSNSから子どもを守る（依存症防止）※「**居間9ルール**」、**ノーメディア期間の確認**

2. 学習規律の確立をはかります

- ・ 学習規律の育成
- ・ 授業力の向上
- ・ 家庭学習時間（1・2年生→1時間半
3年生→2時間**が基本**）の設定
- ・ 各種検定（英語、漢字、数学等）への受検の奨励
- ・ 陰山メソッドの取組

家庭では、

- ・ 毎日の「家庭学習時間」の確保と習慣化
- ・ 提出物・学習用具等の忘れ物がないか声掛けを！
- ・ **ノーメディア期間の実行**
- ・ 英語・漢字・数学検定等への受検呼びかけ

3. 体力・文化力の向上を図ります

- ・ 歌声のあふれる学校づくり
- ・ 部活動での挨拶、マナーの充実
- ・ 陸上・駅伝等への参加
- ・ 部活動での自主ランニングの励行

家庭では、

- ・ **地域部活動への協力・支援**
- ・ 各種大会参加生徒の応援、励まし
- ・ 特設陸上部等への参加呼び掛け

4. 心の教育を進めます

- ・ 朝読書 8:20～8:30 の実施と図書館利用の励行
- ・ 担任を中心とした全職員による日常的な教育相談
- ・ アンケートを実施した教育相談といじめの防止
- ・ 生徒指導の三機能（所属感、有能感、自己決定）を意識した生徒指導、生徒会活動の支援
- ・ 防災教育、復興講話、ボランティア活動の実施

家庭では、

- ・ 家族だんらんの時間を大切にする
- ・ 地域行事に積極的に参加する
- ・ 災害時の連絡方法、集合場所を確認する
- ・ 将来の夢や進路について話し合う
- ・ **「ふるさと隊」への参加促進**



これからの 学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動



はじめに

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて

◆なぜ今、**コミュニティ・スクール** と **地域学校協働活動** が必要なのか？

背景 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

◆教育環境を取り巻く状況

- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

◆社会の動向

- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

◆教育改革の動き

- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

◆地方創生の動き

- 学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

- ◆これからの時代を生き抜く力の育成 (学校だけでは得られない知識・経験・能力)
- ◆地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・

コミュニティ・スクール

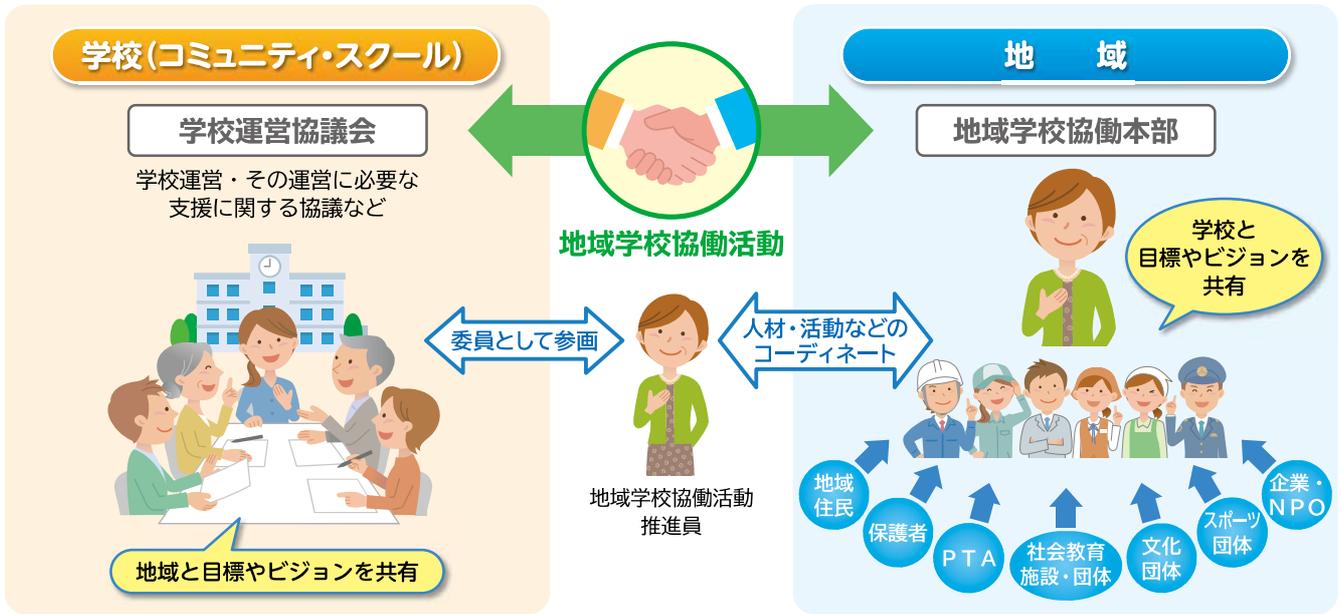


地域学校協働活動

『目標』や『ビジョン』の共有

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現！

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、**まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議^(※)等がその役割を果たします。**その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、**教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化**につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、**一体的に推進することで**、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

※「熟議」とは・・・多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。

学校と地域、双方から見たPDCA（計画 → 実行 → 評価 → 改善）

効果的かつ持続的な学校運営と地域学校協働活動の仕組みを構築するためには、**学校運営協議会と地域学校協働活動のそれぞれのPDCAを回しつつ、お互いが連携・協働することが重要です。**



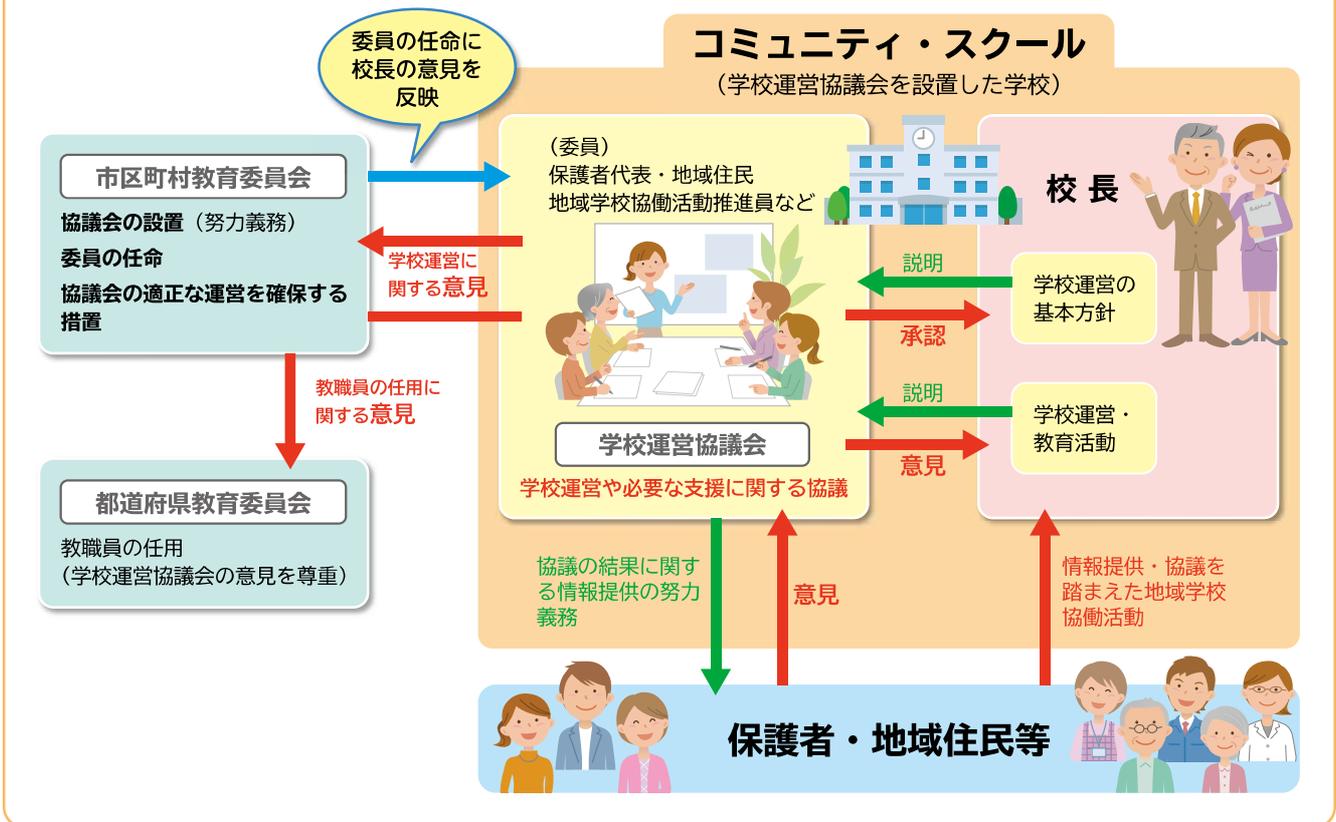
コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～: 第47条の5

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

～より詳しくコミュニティ・スクールについて知りたい方へ～

「学校運営協議会」設置の手引き (令和元年 改訂版)

主に自治体や学校の関係者を対象に、コミュニティ・スクールについてより詳しく解説しています。これからコミュニティ・スクールの導入を検討される場合には、是非ご活用ください。

※パンフレットは「学校と地域でつくる学びの未来」のHPよりご覧いただけます。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>



地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- 全ての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供 など



地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域学校協働活動推進員の配置

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。

「**地域学校協働活動推進員**」は、社会教育法に基づき**教育委員会が委嘱する**地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。

「地域学校協働活動推進員」として**法律に位置付けられた明確な立ち位置**で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。



主な役割

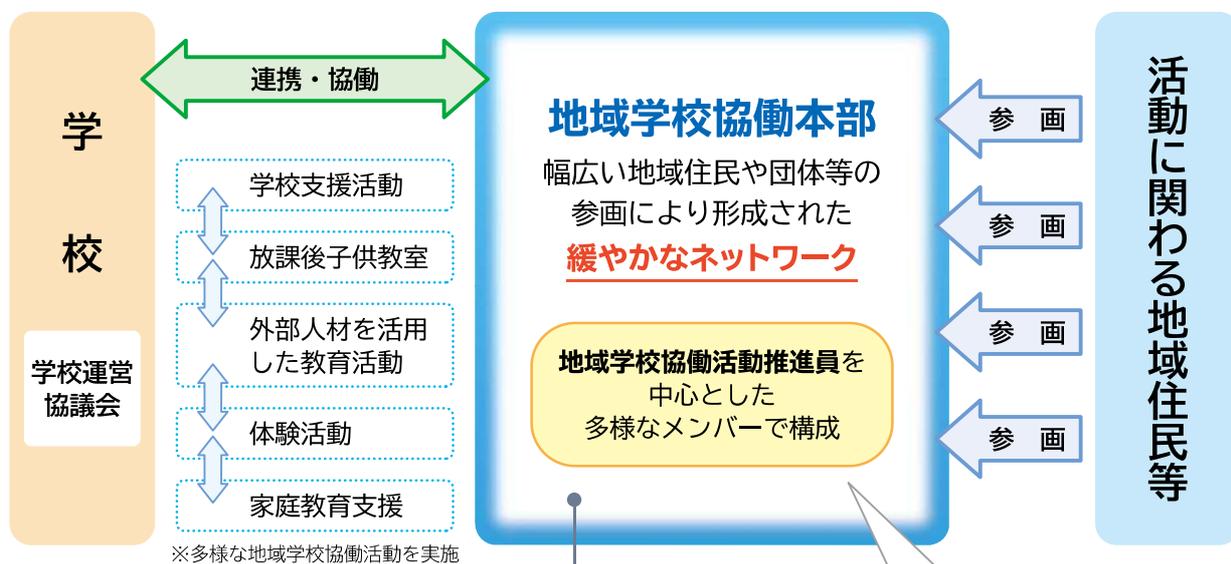
- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保など



地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、「**地域学校協働本部**」を整備することが有効です。

教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが重要です。



本部の3つの要素

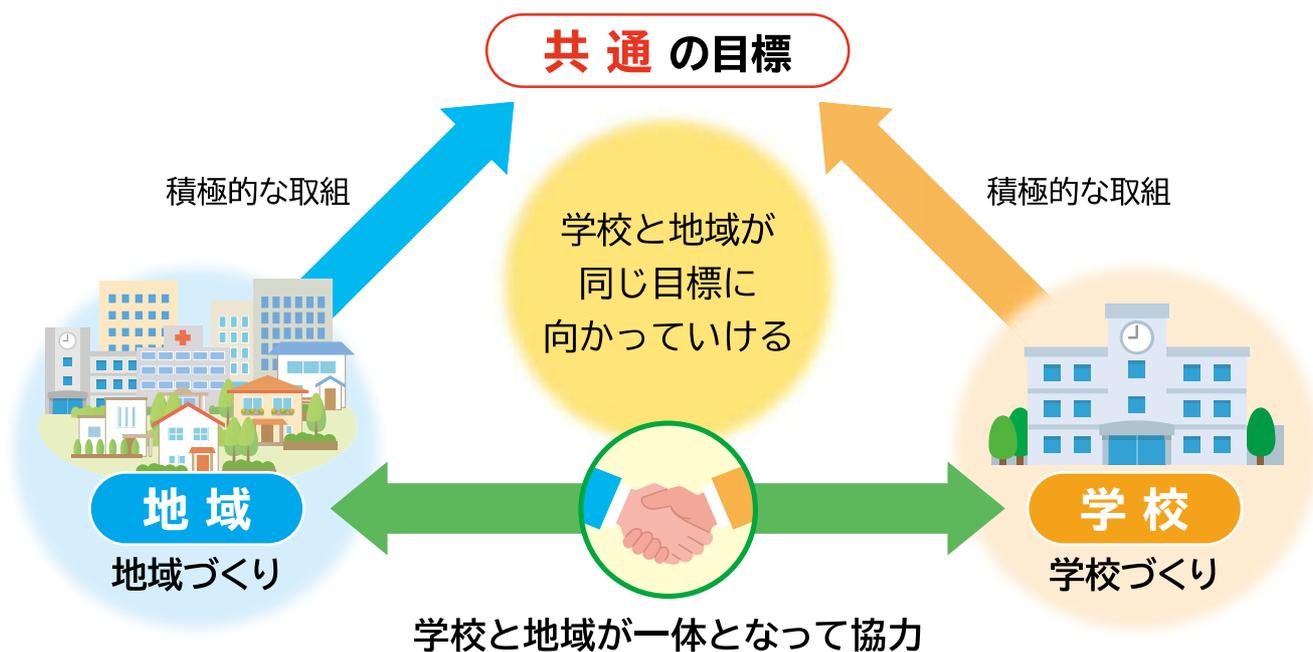
- ① コーディネート機能
- ② 多様な活動
- ③ 継続的な活動

地域学校協働本部の構成員 (イメージ)

- 地域学校協働活動推進員・PTA 役員
- 公民館長・自治会・商工会議所・青年団
- 婦人会・農業委員・民生委員
- 社会福祉協議会・まちづくり協議会
- 放課後児童クラブ担当者・大学等有識者
- NPO代表 など



学校と地域がパートナーとなることで・・・



保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感をもち、積極的に子供の教育に携わるようになる。

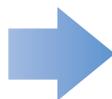
- 近所に元気のない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない
- 子供のマナーについて学校へ苦情の電話



- 積極的な声掛けや自ら指導する機会が増える
- 学校任せではなく、地域が学校とともに対策を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実。

- 自分の経験を生かして学校や子供のサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減ってきている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう



- 地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現する
- 学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になる
- 地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つようになる

保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現。

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている



- 学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になる
- 地域の協力により教職員が子供と向き合う時間が増える

その他にも・・・

学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されます。

文部科学省の取組に関する参考情報

学校と地域でつくる学びの未来HPトップ

全国の取組事例などの地域学校協働活動やコミュニティ・スクールに関する情報をまとめて掲載しています。

学び未来

検索

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp>

Facebookでも情報発信中

CSマイスターの活動や推進フォーラムの情報、また自治体の取組情報等を随時発信しています。



コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）

文部科学省では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のさらなる推進を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進めている地域に対して積極的な支援を行うこととしています。その一環として、CSマイスター（コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会長等）を派遣し、教育委員会事務局職員・学校の管理職・学校運営協議会委員候補者等を対象とした研修会や制度説明会等を支援しています。

CSマイスター派遣事業の詳細及び申し込みはHPから

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>



企業等による教育プログラム

文部科学省では、子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同（御参画）いただき、夏休み、冬休み等の長期休暇、平日の授業や放課後、土曜日・日曜日の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで特色・魅力のある教育活動を推進しています。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html>



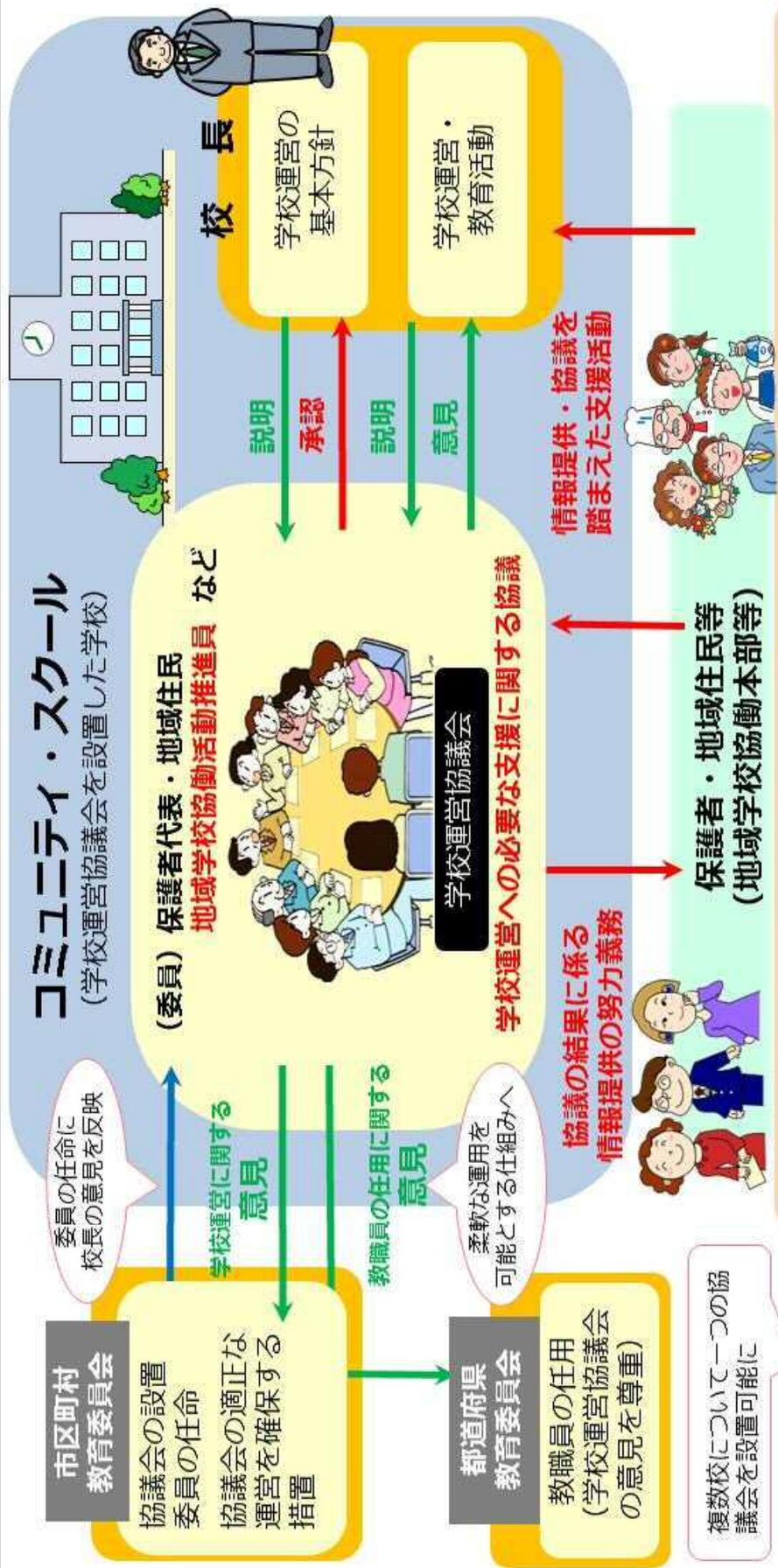
地域とともにある学校づくり推進フォーラム

文部科学省では、地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催しています。

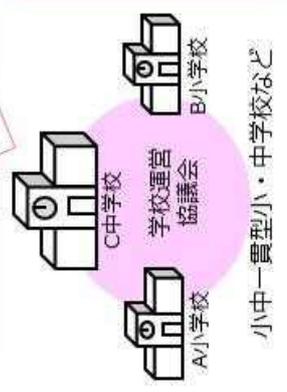
フォーラムの開催の時期や内容等については、随時「学校と地域でつくる学びの未来HP」でお知らせしています。



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



- ＜学校運営協議会の主な役割＞ 地教法第四十七条の五
- 教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
 - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
 - 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること



小中一貫型小・中学校など

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。
- 3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 対象学校の校長
 - (4) 対象学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。
 - 3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
 - (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
 - (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- 2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。
 - (1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。